

2010年1月29日

島根県知事 溝口 善兵衛 様  
島根県企業局長 山根 勝彦 様

日本共産党島根県委員会  
委員長 中林 隆

## 県営水道事業についての申入れ

江の川水道事業は、江津市、大田市に日量 27,000m<sup>3</sup> の水道用水を供給することを前提に昭和 60 年 4 月から給水が開始されました。しかし、参画水量に対し、使用水量が少ないため、供給単価が割高となっております。平成 21 年度平均の使用率は、約 50%であります。

県として、一般会計からの借入や平成 15 年度からの電気事業会計からの借入による料金の平準化措置を講じ、供給単価の引き下げの措置が実施されていますが、十分な高料金対策とは言えません。県内の水道料金は、1ヶ月当たり 20 トンにおいて平均で 3,338 円ですが、江津市、大田市の料金は、約 4,800 円となっており、非常に高い水が市民に押し付けられております。

過大な水需要予測で、使われない水まで市民に負担を転嫁すべきではありません。県として、供給単価を引き下げるべきであります。

また、来年の 4 月から斐伊川水道事業が始まります。本事業は、総事業費 442 億円もの巨大事業であります。本事業目的は、人口増加による水需要増にありました。しかし、水需要予測の積算根拠であった人口増加との理由は完全に破綻しました。この点で事業主体としての県の責任は極めて重大であります。

今日の厳しい経済状況のもと、参画水量の 8 割を受水する松江市において、平成 20 年度給水停止実施件数は 1,361 件にも及んでいます。旅館業やクリーニング店、市民のみなさんから「これ以上、負担が増えることは脅威だ」「需要予測を誤ったツケを住民に押し付けるべきではない」との声が出されています。

現時点での受水団体の契約水量は、参画水量に対して、約 62%であり、使わない水まで住民負担となっている江の川水道事業の二の舞になり、水道料金の大幅な高騰が懸念されております。

以上の立場から、下記のことを申入れます。

### 記

1. 事業主体として、水需要予測を見誤った責任を認め、受水団体や受益者に過大な負担を押し付けないこと。
2. 受水団体の未使用水量（カラ水量）に対して、県としての財政措置を講じること。また、参画水量の見直し協議に対しては積極的な対応をとること。
3. 県として、事業費への出資を増やすなど受水団体の資本費負担軽減を図ること。
4. 国に対し、上水道高料金対策措置をとるよう求めること。